

# 山梨県公報

第二千七百三十三号

平成二十九年

六月八日

木曜日

## 目次

告示

- 救急病院等の認定の一部改正……………四二三
- 保安林の指定の解除の予定……………四二三
- 道路の区域変更……………四二三
- 建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任……………四二三
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………四二四
- 随意契約の相手方の決定について……………四二四
- 山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………四二四

## 告示

### 山梨県告示第九十号

救急病院等の認定(平成二十九年山梨県告示第十六号)の一部を次のように改正する。  
平成二十九年六月八日

一の表中「**「葎崎相互病院」**」を「**「医療法人恵信葎崎会恵信葎崎相互病院」**」に改める。  
山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県告示第九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十九年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋  
一 解除に係る保安林の所在場所 葎崎市旭町上條北割字甘利山一の二・一の一三・一の二一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年六月二十九日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十九年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 今諏訪北村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市在家塚字柳原五二九番三地从先から南アルプス市在家塚字柳原五二九番三地先まで	一六・〇、 二四・一	一六・〇、 二五・六	三〇・九	三〇・九

### 山梨県告示第九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十九年六月八日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
  - (一) 名称 株式会社国際確認検査センター
  - (二) 住所 大阪府大阪市中央区北浜三丁目七番十二号
- 二 業務区域 山梨県全域
- 三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 東京都中央区京橋二丁目八番二

号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日

(一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務

(二) 業務の開始の日 平成二十九年六月一日

山梨県告示第九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年六月八日

- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 認定番号 山梨県指令建任第八十七号
  - 二 認定対象区域 南都留郡山中湖村山中字梁尻千四百七十六番一
  - 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所 山梨県県土整備部建築住宅課

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十九年六月八日

- 山梨県知事 後 藤 斎
- 一 随意契約に係る物品等
    - (一) 名称 山梨県広域災害・救急医療情報システムの利用
    - (二) 数量 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する所属
    - (一) 名称 山梨県福祉保健部医務課
    - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
  - 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十九年三月二十九日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

(二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 一億八千二百八十三万三千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合にあって、当該調達の相手方が特定されているときに当たするため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月八日

山梨県公安委員会 委員長 尾 方 恵

山梨県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成四年山梨県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「ストーカー規制法」という。）第十七条第一項の規定による公安委員会の権限に属する次の事務に関すること。

イ ストーカー規制法第五条第一項の規定による命令

ロ イに掲げる命令をしようとする場合の聴聞

ハ ストーカー規制法第五条第三項の規定による命令

ニ ハに掲げる命令に係るストーカー規制法第五条第三項に規定する意見の聴取

ホ イ及びハに掲げる命令に係るストーカー規制法第五条第六項又は第七項の規定による通知

ヘ ストーカー規制法第五条第九項の規定による延長の処分

ト ヘに掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞

チ ヘに掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第五条第十項において読み替え

て準用する同条第六項又は第七項の規定による通知

リ ストーカー規制法第十三条第二項の規定による報告徴収等

第三条第二号の次の一号を加える。

三 ストーカー規制法の施行に関する次に掲げる事務

イ ストーカー規制法第五条第三項の規定による命令

ロ イに掲げる命令に係るストーカー規制法第五条第六項又は第七項の規定による

通知

ハ ストーカー規制法第十三条第二項の規定による報告徴収等（イに掲げる命令を

するために必要があると認めるときに行うものに限る。）

**附 則**

この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番